インド向けりんごの生果実輸出検疫実施要領の制定に関する説明会

2022年６月

農林水産省
消費・安全局植物防疫課

説明内容

1. インド向けりんご生果実の輸出解禁協議の背景・経緯
2. インド向けりんご生果実の輸出検疫条件の概要
3. インド向けりんご生果実の輸出検疫の概要・手順

１．インド向けりんご生果実の輸出解禁協議の背景・経緯

- インドは、日本産りんご生果実について、インドが侵入を警戒する病害虫が我が国で発生していることを理由に輸入を禁止していた。
- 農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、りんごの輸出が可能となるよう、インド側と協議を重ねてきた。
- 今般、日本産りんごに関する検疫条件に合意し、2022年３月19日から、輸出が可能となった。

２．インド向けりんご生果実の輸出検疫条件の概要

主な検疫条件

（１）登録生産園地で栽培されること

（２）登録選果こん包施設で選果・こん包されること

（３）消毒処理（低温処理又は臭化メチルくん蒸）が行われること

（４）原則年１回のインド側検査官による査察を受けること

（５）植物防疫所による輸出検査を受けること

３．インド向けりんご生果実の輸出検疫の概要・手順

①生産園地の登録申請
②選果こん包施設・選果技術員の登録申請
③低温処理施設・低温処理技術員・くん蒸処理施設の登録申請

・・ 都道府県を通じて、植物防疫所に提出（毎年６月30日まで）

○ 生産園地の登録
○ 選果こん包施設・低温処理施設・くん蒸処理施設の登録
○ 選果技術員・低温処理技術員の研修

・・ 植物防疫所が実施

○ 登録施設での低温処理又は臭化メチルくん蒸

○ 登録施設での選果技術員による選果・こん包

※原則年に１度インド側検査官による査察

○ 植物防疫所の輸出検査・合格証明書の交付

※NON-GM証明書が別途必要

輸出

３．インド向けりんご生果実の輸出検疫の概要・手順

①生産園地の登録

○ 生産者又は生産者団体等の責任者は、都道府県に登録生産園地申請書（第１号様式）を提出。

※生産園地として登録を希望する園地が複数集まった地域を１つの生産園地として申請することも可能。

○ 都道府県は、提出された様式を取りまとめ（第２号様式）毎年６月３０日までに植物防疫所に提出。

○ 植物防疫所は、生産地域及び生産園地を登録し、都道府県を経由して申請者に登録内容を通知。

登録園地が満たすべき要件

- 都道府県又は地域の農業協同組合その他の団体が定める農業生産工程管理を踏まえ、農薬を適正使用する等の病害虫防除及び栽培管理が行われること。

- 防除指針及び防除歴を踏まえつつ、病害虫防除所、果樹試験場等の指導の下に病害虫防除が行われること。

②選果こん包施設・選果技術員の登録

○ 選果こん包施設の責任者は、都道府県に選果こん包施設申請書（第４号様式）を提出。

○ 都道府県は、提出された様式を取りまとめ（第５号様式）毎年６月３０日までに植物防疫所に提出。

○ 植物防疫所は、生産地域及び生産園地を登録し、都道府県に通知。インド向け輸出りんごの生果実登録選果こん包施設一覧を植物防疫所ホームページに掲載。

選果こん包施設が満たすべき要件

- 選果及び検査のための十分な照明設備及び選果設備を有すること。
- 生果実の等級付け、選果こん包、病害虫被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、それに従って作業が行われ、インドが侵入を警戒する検疫対象病害虫の寄生果が混入しないこと。
- 登録生産園地以外で生果実がある場合は、インド向けりんご生果実と物理的に隔離して保管できること。
- 選果こん包を行うインド向けリンゴの生果実の生産者情報に係る記録を作成し、２年間保存すること。

③低温処理施設・低温処理技術員の登録

○ 低温処理施設の責任者は、都道府県を経由して低温処理施設登録申請書（第７号様式）を毎年６月３０日までに植物防疫所に提出。

○ 植物防疫所は、低温処理に関する技術研修を実施し、受講者を低温処理研修の修了者として登録。登録した低温処理施設を都道府県に通知。

低温処理施設が満たすべき要件

- 果実中心部の温度を0℃、0.55℃又は1.1℃で±0.1℃の精度で保持できること。
- 果実中心部の温度及び部屋の空間部の温度（２カ所）を確認できる自動温度記録装置を有すること。
- 自動温度記録装置は、少なくとも４時間ごとに温度を0.1℃単位で記録できること。
- 温度記録の改ざんを防止できること。
- 植物防疫所による低温処理技術員研修を修了した低温処理技術員を配置すること。

③くん蒸処理施設の登録

○ くん蒸処理施設の責任者は、都道府県を経由してくん蒸処理施設登録申請書（第８号様式）を毎年６月３０日までに植物防疫所に提出。

○ 植物防疫所は、要件を備えたくん蒸処理施設を登録し、登録した処理施設を都道府県に通知。

くん蒸処理施設が満たすべき要件

- 植物防疫所による書類審査（指定くん蒸倉庫と同等の要件に適合すること）、実地審査（書類審査に合格したくん蒸処理施設が指定くん蒸庫と同等の要件を満たしていること及びくん蒸処理施設のガス保有力が85%以上であること）に合格すること。

低温処理の実施　※低温処理を行う場合のみ

○ インド向けりんごの低温処理は低温処理技術員が以下に従い実施

○ 登録低温処理の責任者は、低温処理が以下の要件により行われたと判断した場合には、低温処理の内容が記載された低温処理実施記録表（第10号様式）作成し、植物防疫所の確認を受けるとともに、確認を受けた低温処理実施記録表の写しを輸出者に提供。

低温処理の主な要件

- 処理の開始直前において、温度計の示度が正確であることを氷点法によって確認すること。
- インド向けりんごの生果実の中心部の温度が、予備冷蔵により０℃以下、0.55℃以下又は1.1℃以下となっていることを確認すること。
- インド向けりんごの生果実の中心部の温度が、13日間０℃以下、14日間0.55℃以下又は18日間1.1℃以下を保持していることを確認すること。
- 選果こん包前に一時保管される場合又は選果こん包施設が低温処理施設に隣接していない場合、低温処理後に病害虫の再汚染防止措置を講じるものとする。

臭化メチルくん蒸処理の実施　※くん蒸処理を行う場合のみ

○ 輸出者は、インド向け輸出りんごの生果実くん蒸計画書（第11号様式）に、選果こん包実施報告書を添えて植物防疫所に提出する。

臭化メチルくん蒸処理の主な要件

- 登録くん蒸処理施設で実施されること。
- 臭化メチルの薬量32g/m^{3}以上、果実の中心温度21℃以上で、2時間以上行われること。
- 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。
- 1回に処理する生果実の量が、くん蒸処理施設の内容積の50%を超えず、かつ、積付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われたこと。
- くん蒸処理施設と選果こん包施設が同一の建物でない場合は、選果及びこん包が終了したインド向けりんごの生果実をくん蒸処理施設に輸送するに当たって、密閉式輸送容器を用いること。
- 選果こん包前に一時保管される場合又は選果こん包施設がくん蒸処理施設に隣接していない場合、くん蒸処理後に病害虫の再汚染防止措置を講じるものとする。

登録選果こん包施設での選果・こん包・表示

○ インド向けりんごの選果・こん包・表示等は以下に従い実施
○ 選果こん包施設の責任者は、選果こん包が以下の要件により行われたと判断した場合には、インド向けりんごの生果実選果こん包実施報告書（第９号様式）を２部（輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用）作成し、輸出者に交付。その際、登録生産園地及び品種ごとに重量が記載された書類を添付。

選果・こん包・表示等の主な要件

- 登録生産園地で生産されたインド向けりんごの生果実を選果。
- 選果作業は、適切な照明設備及び選果設備を使用して行い、各登録選果こん包施設が定める標準作業手順書に基づき、検疫対象病害虫の付着のない生果実を選果すること。
- インド向けりんごの生果実のこん包に用いる容器は、未使用で清潔であること。
- 各こん包に、インド向けであること（EXPORT TO INDIA又はFOR INDIA）、日本産であること、輸出者名、生果実の名称、登録選果こん包施設番号及び登録生産園地番号を表示すること。
- こん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとすること。
  ア　通気孔に網等が張られているこん包を使用すること。
  イ　こん包をパレット積みし、又は束ねた場合、全体を網等で覆うこと。

（参考様式）

インド向けりんごの生果実のこん包の表示

Produce of Japan

Name of exporting company	
Name of fruits	
Packinghouse Code (PHC)	
Production Unit Code (PUC)	

EXPORT TO INDIA or FOR INDIA

インド側検査官による査察

○　登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設は、インド向けりんごの毎年の輸出時期の前に、インド植物防疫機関による査察を受けるものとする。

○　インド植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用は、往復航空運賃、日本国内移動費、英語と日本語の通訳に係る費用、滞在費、送迎に係る費用等を含むものとし、招へいに係る事務とともに、登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設が負担するものとする。

○ 植物防疫課長は、インド植物防疫機関の検査官を招へいする30日前までにインド植物防疫機関に派遣を要請する。

○　植物防疫課長は、査察の日程決定後、登録選果こん包施設、登録低温処理施設及び登録くん蒸処理施設の責任者並びに都道府県に対して通知する。また、査察には植物防疫官が同行する。

インド植物防疫機関の検査官の招へいに係る費用については、

輸出支援事業の活用が可能

３．インド向けりんご生果実の輸出検疫の概要・手順

輸出検査

検査申請書の提出（規則第14号様式）

輸出検査

合格

不合格

合格証明書（規則第18号様式）の発行

・・・

○選果こん包実施報告書
○低温処理実施記録表の写し（臭化メチルくん蒸実施した場合は、臭化メチルくん蒸を適切に受けたことが分かる書類）

・・・・・

○モモシンクイガ又はナシヒメシンクイガが発見された場合、インド向けりんごに対する全ての合格証明書の発給を停止

合格基準

- りんご生果実に検疫対象病害虫の付着が認められないこと。
- 抽出検査したりんごの生果実の各こん包の側面にインド向けである表示（参考様式）があること。
- こん包内には、土、枝葉、植物残さ等の混入がないこと。

（参考） 日本産りんごの検疫対象病害虫

学　名	和　名
Adoxophyes orana	リンゴコカクモンハマキ
Amphitetranychus viennensis	オウトウハダニ
Botryosphaeria berengeriana f. sp. *Pyricola*	輪紋病
Carposina sasakii	モモシンクイガ
Grapholita inopinata	リンゴコシンクイ
Grapholita molesta	ナシヒメシンクイ
Gymnosporangium yamadae	赤星病
Harmonia axyridis	ナミテントウ
Hoplocampa spp.	－
Pandemis heparana	トビハマキ
Phytophthora cryptogea	疫病、根腐れ病
Phytophthora megasperma	疫病
Monilia polystroma	－
Pseudococcus comstocki	クワコナカイガラムシ
Byturus tomentosus	エゾキスイモドキ
Chaetocnema confinis	サツマイモトビハムシ
Pseudomonas viridiflava	褐斑細菌病等
Peridroma saucia	ニセタマナヤガ

各申請書の入手方法について

植物防疫所ホームページ
http://www.maff.go.jp/pps/

インド向けりんごの生果実輸出検疫実施要領及び各様式（申請書等）

ホーム > 関係法令・手続き案内 > 基本通達集 > 要綱・要領 > インド向けりんごの生果実輸出検疫実施要領
https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/yoko/yoko_220428.html

農林水産省ホームページ
https://www.maff.go.jp/

インド向け輸出食品の輸出証明書取扱要綱及び各様式

ホーム > 輸出・国際局 > 証明書や施設認定の申請> アジア　インド　食品（NON-GM証明書）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#india